

令和七年三月二十八日

秋田県規則第二十三号

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業技術センター条例施行規則（平成二十三年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

別表（第七條關係）

改正後

別表（第七條關係）

改正前

略					略				
揮発性有機化合物分析システム					一、〇一〇円				
インピーダンスアナライザ					一、〇一〇円				
略					略				
略					略				
非接触式表面性状評価装置					一、一五〇円				
略					略				
高転写成形用急加熱急冷却金型システム					一、一一〇円				
略					略				
インピーダンスアナライザ					一、〇一〇円				
略					略				

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。